

議 事 日 程 (第3号)

平成29年1月6日(金) 午前10時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第88号  | 湖西市民会館条例を廃止する条例制定について                                 |
| 日程第2  | 議案第89号  | 湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について                            |
| 日程第3  | 議案第90号  | 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定について                              |
| 日程第4  | 議案第91号  | 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について                               |
| 日程第5  | 議案第92号  | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について                            |
| 日程第6  | 議案第93号  | 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について                        |
| 日程第7  | 議案第94号  | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について              |
| 日程第8  | 議案第95号  | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について            |
| 日程第9  | 議案第96号  | 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第97号  | 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について                         |
| 日程第11 | 議案第98号  | 工場立地法第4条の2第2項に規定する準則を定める条例の一部を改正する条例制定について            |
| 日程第12 | 議案第99号  | 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について             |
| 日程第13 | 議案第101号 | 公の施設の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第14 | 議案第102号 | 平成28年度湖西市一般会計補正予算(第4号)                                |
| 日程第15 | 議案第103号 | 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                         |
| 日程第16 | 議案第104号 | 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)                              |
| 日程第17 | 議案第105号 | 平成28年度湖西市病院事業会計補正予算(第1号)                              |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、撮影を許可した者に許可証を交付しておりますので御報告をさせていただきます。

○議長（二橋益良） 次に、損害賠償の額の決定及び和解について、環境部長から報告がございます。環境部長。

〔環境部長 松本省貴登壇〕

○環境部長（松本省貴） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。お手元の資料をごらんください。

この損害賠償につきましては、平成28年4月9日土曜日午前10時ごろ、こさい春の緑花フェアに来場し、新居文化公園横の臨時駐車場から軽自動車帰宅しようとしたところ、雑草で覆われ見えない状態になっていたコンクリート製の排水管に衝突し、バンパー下部を破損したものでございます。

このたび、損害賠償として9万2,696円を支払うことで示談が成立いたしましたので、平成28年12月16日に専決処分をさせていただきました。

事故が起きました排水管が露出をしている箇所には短管パイプで囲いを設け、危険箇所であることがわかるよう安全対策を講じました。また、今後のイベント開催に当たりましては、事前に危険箇所を確認して安全対策を徹底してまいります。御理解賜りますようお願いいたします。大変御迷惑をおかけしました。以上で報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 議案第88号 湖西市市民会館条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

これより議案第88号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でございますので、議員定数の半数以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。また、この場合、議長も表決権を有しますので、ただいまの表決権を有する出席議員は18名であります。

それでは議案第88号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第89号 湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。議案第89号 湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定についてお尋ねをいたします。

まず、この件についてはこれまでの説明ですと29

年度以降、ことしの4月からですね。空き家状態になるというふうに思いますけれども、4月以降の建物の管理はどのように行っていくお考えか説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それではお答えいたします。

今まで社会教育課が行ってきました施設の管理業務につきましては、平成29年度からは商工観光課で引き継ぐ予定となっております。

現在、事務所として利用されている3つの団体につきましては、平成29年度中に移転をしていただくということでお願いをしているところでございます。

また、今後老朽化に伴う破損が著しい本施設につきましては、撤去するという方向で予定しております。以上です。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 私は市民会館とちょっとごっちゃになっていたのかなと思いますけれども、29年度中に移転をとすることは、まだこれから4月以降もそこに存在をして、移転の準備が整ったらあいていくと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） そのようなお考えで結構だと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。

それでは次のもう一点ですが、古いものは、老朽化したものは片づけていくということですが、説明では30年度以降に建物を撤去するということの説明があったかと思えますけれども、その先のことで、まだこれからということかもしれませんけれども、跡地利用はどのような構想を持っておられるか、その辺を説明をお願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 勤労青少年ホームにつきましては、公共施設再配置計画を意識しまして、

維持管理経費等の削減を目的として、平成30年度以降に撤去することを計画しております。

撤去後の敷地利用につきましては、借地の部分もございますので、周辺施設もありますので、駐車場の確保等も考慮して、これからになります。総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

次に16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。通告書、質疑通告の内容でもって伺わせてもらいます。

公式の場では正式には聞いてないものですから、用途を廃止しようとする、そのどんな理由で廃止するのか。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それではお答えいたします。

当該施設につきましては、働く若者の余暇を利用して教養の向上やスポーツ活動を行う施設として、勤労青少年福祉法に基づき昭和48年に開設されました。平成27年10月に勤労青少年福祉法が、青少年の雇用の促進等に関する法律に名前が変わりまして、改名され、地方自治体が勤労青少年ホームを設置する根拠が削除されました。

近年では、若者の講座への参加が減少し、講座の利用者の年齢も40歳以上の方が4割を占めること、かつ施設の老朽化も著しく多額の修繕料も見込まれることから、平成27年度をもちまして当該施設で行う教養講座を終了し、平成28年度、今年度6月からは部屋の貸し出しも行っておりません。

本施設につきましては、開設時の目的を全うしたと判断し、施設の用途を廃止するものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 16番 中村博行君、よろしいですか。

○16番（中村博行） 老朽化と、その用途が今までの目的が終わったものでやめるとの話なんです、施設としてはまだ残っておって、これから1年、使うような状態にあるということですので、もったいないという考え方もあると思うんですが、これをある程度使おうというような検討をなされたのか、なされないのか、その辺をお願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えします。

施設を再利用しようという検討はさせていただきました。ただし現在も空調ですとか雨漏りの状態がありまして、それを改装していくにはということで、相当の経費がかかるということもございまして、その辺を含めて総合的に用途の廃止を判断したという結果になっております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 費用がかかると言われても、どのくらいの費用か、その辺は。それと一番の問題はやはり今言う話の老朽化よりも雨漏りという観点があると思うんですが、その雨漏りの点についてはどのくらいの費用がかかるですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えします。

雨漏りに関してのみでございまして、約700万ほどかかるというふうに聞いております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 私は実際、その勤労会館も行ってみました。2階の部分は前の部分と後ろの部分が広い場所があります。そこには当然事務関係のものは移れるような状態になってると思うんですが、今、市民会館がこれからなくなるということで、部屋数が市民会館だけでも、少なくとも10前後はなくなってしまうと。中にいる人もどこか行かなくてはいかんということで、当然そういう検討の中で、700万なら私はある程度修繕して、そっちに移ったらどうかなというふうに思いますが、そういうふうな判断に至らなかったのはどういう内容でしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 実際に施設のほうの教室のほうとか会議室のほうの改修も、今後使うということになると相当な経費がかかるということで、雨漏りだけなら多分そういう感じはできると思うんですけど、施設全体を考えて、皆さんに貸す、貸し館という形で再整備をしていくと、相当な費用がかかってしまうということで判断させていただきました。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 使う身になるとやはり駐車場があっという間の今の所が使いやすいわけなんです。利用者の面から考えてみても、れんが館とか何か行った場合の駐車場がないとか、北部のほうに行けば、北部のほうは建物はあるんだけどが交通の出入りがいろいろ激しくて、出入りがしづらいとか、そういう問題もあるものですから、私は本当は今の場所で700万なら700万で修理してもらって、市民の便利を考えてもらいたかったということを思います。そういうことを申し上げて、次の質問に移ります。

施設の利用をしている団体とはどのように調整されているのか。これについてをお願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

昨年10月20日に勤労青少年ホームを利用している公益的団体である湖西用水土地改良区、あと湖西市文化協会、浜松市勤労福祉協会の3団体に対しまして、平成29年度以降の勤労青少年ホームの運営について御説明させていただきました。

3団体につきましては、平成30年3月31日、来年度末になります、までの期限を区切って、今後建物や設備の修繕が見込めないこと、市民会館と同じ時期に建設され耐震性も不安が残る建物であること、また建物や設備の故障、破損により、入所団体に退去をお願いしなければならないことを御説明させていただきました。

特に利用団体においても平成29年度の事業計画を検討する時期でございまして、移転対応の予算化を検討する必要がありますことから、市の方針を少しでも早く情報提供いたしまして、それぞれの主管課と協議をしながら、今後の対応の検討をお願いし

たところでございます。また、今後必要により利用に関しての調整のための打ち合わせ等を行っていく予定で考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そうするとまだ調整の段階で、どういうふうになるかはまだ決まってないということですね。確認させてください。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 移転先につきましては、まだ決まってない団体もございます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） それぞれ各団体も要望があって、今までの仕事の都合で自分たちの活動しやすい所を要望している内容があると思うんですが、そこら辺については団体のほうの要望を聞き入れてもらえるかどうか、その辺のことはひとつお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） それぞれの団体との御要望とか協議に関しては、今後も話を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） ぜひとも前向きな考え方で、ひとつ協議してもらって、スムーズに行けるようにひとつお願いしたいと思います。

最後にちょっと教育長にお聞きしたいんですが、市民会館も部屋がなくなるということで、またそれを利用したい勤労者青少年ホームというんですか、その部屋もなくなるということでいろいろ社会教育とかそういった関係で活動してる部分が、いろいろ場所がなくなるということで皆さん心配しておられるので、教育長としてそこら辺の方策を、これからどういうふうを考えているのか、済みません、だけお願いします。

○議長（二橋益良） 答弁よろしいですか。教育長。

○教育長（山下宗茂） 社会教育の観点から行きますと、現在、西部公民館、それから南部構造改善センター、それから北部多目的集会施設、これら3施設で公開講座、それから諸活動等を行っていただいている状況であります。そういう意味におきまして

は、中心部に活動する施設が若干減るということになりますけれども、社会教育の点から考えれば、この3施設で十分活用ができるのではないかなというふうに考えています。

ただ、その社会教育の活動と会議室等の部屋がなくなるということはまた別の観点かなというふうに考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） ありがとうございます。以上をもちまして終わります。

○議長（二橋益良） 以上で16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

これより議案第89号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、議員定数の半数以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。また、この場合、議長も表決権を有しますので、ただいまの表決権を有する出席議員数は18名であります。

それでは議案第89号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） ただいまの賛成議員17名であります。3分の2を超えておりますので、本案は原

案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第90号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案第90号につきまして、3点ほど通告してございますので、1つずつお伺いしたいと思います。

まず、今回の条例制定に当たり、緊急的な一時預かりに対する対応というふうに伺っております。このニーズについてお伺いしたいと思います。

平成28年、昨年12月末現在で、育児休暇明け等の理由で保育園に入所できなかった子供さんが延べ何人いらっしゃったのか。ニーズのほうをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 楠議員にお答えいたします。

今年度の入所待ち児童は、4月から12月までの間、延べ人数で141人です。その後の入園決定、申請取り下げ等がありまして、12月1日現在で入所待ち児童は84人となっております。12月1日現在の状況につきまして、84人の入所待ち児童のうち事業所内保育所在園児や他の保育園へ転園の希望者、あと求職中等を除きますと、41人が緊急一時預かり保育のニーズとなると考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君、よろしいですか。

○5番（楠 浩幸） 12月現在で41人の方が対象になるよということで理解をしましたがけれども、今回の枠が15という枠だったと記憶をしているんですけども、ここの枠に対するニーズに対しての対応はどのようにお考えですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回、新居幼稚園は15人の定員を設定したのは、新居幼稚園の空き教室の面積から換算しまして約15人がマックスかなということで定員といたしました。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。まずはできるところから対応して行って、全ての入所待ちの児童さんがまだこれで解消できるということではないということで理解をしました。

2つ目の質問に移りたいと思います。

実際に一時保育を行うわけなんですけれども、幼稚園で保育を行うような形になるのかと思いますけれども、保育士の確保はどのように行っていくのかをお伺いします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 緊急一時預かり保育の対象児童は、ゼロ歳から2歳のお子さんが多く占めると想定しております。保育室の面積、年齢別の職員の配置基準から、4人の保育士を配置する予定でございます。平成29年4月からの幼稚園・保育園の人事配置及び非常勤保育士の募集により確保する予定でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 4人の職員さんを配置することなんですけれども、今の答弁で、臨時の職員というふうにお答えがあったんですけど、雇用形態は4人とも臨時の雇用となるんでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 正規の職員が2名と非常勤の職員が2名、計4名と考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。職員確保に御尽力賜りたいというふうに思います。

3つ目の質問に移りたいと思います。

緊急的な一時預かりの特性上、入所の児童が確定ではなく、不安定になろうかと思えます。先ほど、4人の職員を配置するというふうにご答弁いただきましたけれども、幼稚園と一時預かりの保育の部分との勤務の兼務ができるのかどうなのかということ

ろもお伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今言いました4人につきましては、兼務という考え方ではなくて、あくまで緊急一時預かり事業における職員数と考えております。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 専任という形で4人の方を雇用するという事で理解をいたしました。安心をいたしました。預かる勤務の時間等で常任と臨時では扱いが異なるというふうにも聞いておりますので、十分理解をいたしました。ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続きまして7番 渡辺 貢君の発言を許します。

7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） それでは7番 渡辺 貢であります。同じく議案第90号についてお尋ねをさせていただきます。

通告をさせていただきました1番目については、ただいまの御答弁で大体理解をいたしました。

2番目の通告ですけれども、15人の定員で実際には需要よりもまだ供給は足りないという、そういう説明になったかと思っておりますけれども、部屋の都合でそういうことだということで仕方がないと思っておりますけれども、15人を受け入れるための新居幼稚園の施設や、スタッフの体制は今お聞きしましたので、施設の整備ですね、予算の中にも備品とか修繕の予算が計上されておりますけれども、ちょっとその辺のどんなふうな受け入れ体制にしようとしているのか。準備の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。教育次長。登壇してをお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 渡辺議員にお答えいたします。

この緊急一時預かり保育の実施園を選定するに当たりまして、最小限の施設改修で対応できることを

前提に検討してまいりました。新居幼稚園に関しましては、議員も御承知のとおり空き教室の有効利用ができること、また給食の調理施設がそろっていること、既存の施設の軽微な改修で対応できるような状況でございます。

改修の内容につきましては、保育室の床材を、今現在じゅうたんですけれども、じゅうたんを、衝撃の緩和等を考慮いたしまして、また汚れをすぐに拭き取ることができるクッションフロアへの張りかえ、あとトイレに沐浴用のシャワーの設置、乳児の身長に合わせた洗面台の改修、安全面を考慮したフェンスの取り付け、保育室のエアコンの設置などがございます。

今議会に改修費にかかる補正予算を提案し、議決をいただきましたら3月までに保育室の改修、備品、消耗品の準備等を行い、4月の開始に間に合うように考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 説明はわかりました。できることから少しでも待ってる方を何とかしようという、そういう姿勢は評価をさせていただきますが、まだ十分ではないと、足りないということですので、なお一層の検討、努力をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

次に6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。議案第90号についてお伺いいたします。

条例の第3条（1）に「当該園児が在籍する幼稚園において当該園児の開園日の教育時間終了後に行う一時預かり」とありますが、現在未実施の2園について、今後実施していく予定はいかがですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してをお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 佐原議員にお答えいたします。

教育時間終了後に行う一時預かり保育未実施園につきましては、新所幼稚園、知波田幼稚園の小規模2園でございます。両園で行っている保護者アンケート及び今年度から始めましたセンター方式によります白須賀幼稚園での実施している長期休園日における一時預かり保育の利用の状況から、ニーズは少ないように思われます。ただし、今後も継続して保護者のニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 6番 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ニーズ把握のアンケートのほうは毎年園児も入れかわりまして、保護者もかわりますので、アンケートのほうは実施して正確なニーズを把握していただきたいと思っております。

それから2番目に移ります。

緊急一時預かりについては、昨年10月28日の全協であらあら説明はお聞きいただきましたが、今回の参考資料にもそうですけれども、保育園入所待ち児童のうちという対象者の書き出しに始まっておりますが、具体的にはどのような利用者を想定しているのか、お聞きいたします。

また、15人という対象人数を設けられておりますが、年度途中での利用は可能なのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） この緊急一時預かり保育は、入所待ち児童のうち育児休業の延長ができない、また産前産後等の理由で保育園に入ることができないお子さんを対象としております。年齢はゼロから5歳児を対象としておりますけれども、ゼロ歳から、先ほど申しましたように2歳までのお子さんが多いように想定しております。

また就労の状況、産前産後の休暇等、緊急一時預かり保育を希望される保護者の状況は日々変化すると思っております。年度での利用ではなく、国の示す配置基準内であれば、月ごとの利用が可能となりますので、年度途中での利用は可能だと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。大前

提として、待機児童の解消という策ということでできたところではあります、議案書8ページにあります湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の第4条の3番目、「緊急一時預かりの対象者は、湖西市に住所を有する保育認定子どもであって、保護者の就労、疾病等により保育を必要とするもの」と書かれております。この条例の中には待機児童の方という表記がないのですが、説明は全て待機児童に対しての今おっしゃられたように産前産後休暇や育児の延長ができない等の理由で保育園に入れない緊急的な利用者となります。この条例の中の第4条3の中に疾病というのもあって、私はうれしく思っておりますが、そこら辺はいかがなんでしょうか。入所待ち児童というか、待機児童という明文化されたものがないんですけれども。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） あくまで待機でなくて入所待ちの児童さんを対象としているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 保育園の入所待ち児童ということで設けられたという趣旨ですね。が、入所待ち児童という言葉がありますかね。ない。ないけどよろしいのかということをお確認させていただきましたけれども。

それと、私の言わんとすることは、市民の中で普通の保育園等で緊急な親御さん、在園児の兄弟とかでなくても全く未利用の方でも地域の中で親の疾病等で緊急に保育を必要とする方が見えた場合には、対応して下さるといっては知っております。あるいはお産のために上の子供を預けるとか、そういうのは一時的にやっていたらいいというのはあるんですけれども、それとはこの4条3の中にある疾病というのは、お産は疾病ではないですけれども、今までやっている園の一時預かりと、この緊急一時預かり、あくまでもこの緊急一時預かりというのは入所待ち児童というふうに考えるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） うまくお答えできるかと

うかわからないですけれども、一応保育園に入園するときの条件が幾つかございます。今回のこの緊急一時預かりにつきましては、本来でしたら休職中の方も申し込みはできるんですけれども、緊急預かりにつきましては先ほど言いましたように育児休暇が延長ができなくてどうしても働かなければならない親御さんとか、産前産後の休暇等、どうしても預けてほしいという方を対象としておりますので、あくまで入所待ちというのは御本人が希望される保育園に入れなくて待ってる方という意味で捉えていただければいいのかなと思いますけど。答えになってませんか。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 意味はよくわかりましたが、その4条3のところの文章に、その辺の意図が文章として盛り込まれてないんですけれども、このままこの条例文で、今の説明が通用するものなのかなという。この文章だけ見ると、そのようにはちょっと受け取れないもんですから。この条例でこのまま可決していったらよしいものかなという不安があったのでお聞きしております。

○議長（二橋益良） 答弁いただけますか。

○6番（佐原佳美） はい。あればお願いいたします。一応全部3条も読んでおるつもりですけれども。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 済みませんでした。第4条第3項の規定は、就労や疾病等に保育を必要とするお子さんが対象者ですよというふうなうたってあるんですけれども、それが入所待ちというふうに読めないですか。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 私はいろいろな説明、参考資料とか全協での説明の書き足しが「入所待ち児童のうち」というのが大前提になっているけれども、4条の3に「入所待ち児童のうち」の方がこの緊急一時預かりを受けれますというのは、条例の中に文章化されてないので、こういう条例でよしいのですかということをお聞きしております。

それと、地域の一般的な病気の方も受け入れる保育園がありますけれども、そこへ行く人とは全く別

ですねということをお聞きしました。わかりましたかですかね。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

答弁をお願いします。教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員おっしゃっております第4条の第3項ですね、保育認定子供でございますけれども、この規定は第2条の第5号で規定されてるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） よくわかりました。申しわけありません、お時間とらせまして。ありがとうございました。では、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

次に8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） お尋ねをいたします。8番 吉田でございます。

最初に、緊急一時預かりについて、急に申し込みがあるわけですが、それが多数あった場合に、いわゆる定数は15名ということで聞いているわけですが、それを上回るような人数があった場合には、断ることが生じ得るのか、そこら辺についての対応の考え方というんですか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 吉田議員にお答えいたします。

緊急一時預かり保育の定員は15人を予定しております。利用の申し込みにつきましては、利用月の前日の15日を期限とし、国の配置基準を超過すると予

想される場合は、保育の利用指数点数表に基づき利用調整を行わせていただきます。したがって、残念ながら利用をお断りするケースもございます。

今言いました利用指数点数表につきましては、通常の保育園へ入所する場合も、その点数表によりまして加点をして、点数の高い方から入園してもらうというようなものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） そうした場合、家族が急病だとか緊急な事態によって一時預かりをしたい、お願いしたいということになったときに、断られるというのは非常につらいと思われましても、こういう場合にはもういたし方ないというように取り扱ってしまうのか、何か対応を検討されてるのか、そこら辺について、いま一度確認させてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回予定してます緊急一時預かりにつきましては、月単位でお預かりできるというところがございますけれども、今現在、保育園でも一時預かり事業を行ってございます。それにつきましては月に10日前後はお預かりできるということでございますので、そこら辺を御紹介しながらサービスを提供することを考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 10日ぐらいならば、急な申し込みであっても対応ができるよとこういう考え方であるというようなことを確認させていただきました。

それでは2番目の質問をお願いいたします。

緊急一時預かりの制度に関する問い合わせ状況、今回こうやってやっていくんですよということをいろいろPR、あるいは説明をされてると思いますけれども、問い合わせ状況はどんなぐあいなのか。また、今はこの対象ではないけれども、赤ちゃんが生まれたばかりだとか、いわゆる子育て中の市民の方にどの程度理解されていると捉えているのか。理解されているということはどの程度周知されてるかと捉えているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 済みません、吉田議員。

先ほどの質問の中で、私、答えを利用月の前日と言いましたけれども、前月の15日というところで御理解いただきたいと思います。訂正させていただきます。

○議長（二橋益良） では吉田建二君、訂正をお願いします。

○8番（吉田建二） 利用月の前月15日ということまで申し込みますよということを説明受けました。それですけども、急に家族や何やかやの病気になった場合にはどうですかとお話をしましたら、そのような場合には10日前後だったならば、10日間ぐらいだったならば預かることができるよと、そういう道が開かれてるとこういうことですので、ではその15日に限らず、緊急の場合には申し込めばいいというように私は理解したんですけど、そっちはまずいですか。その点について、要は急に病気になったときに、本当に預かってもらいたいけどどうなのかと、そういうときの対応をどう考えてるかということをお尋ねしてるわけでございます。

○議長（二橋益良） それでは教育次長、登壇して訂正をお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 吉田議員、申しわけございません。吉田議員の訂正を求めたものではございません。私が本来答えるべきところを間違えたものですから訂正をお願いしたということです。

先ほどの質問で、利用するには申し込みの利用月の前月と言わなければいけないところを、前日と私言いましたので、そこだけ済みませんが、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） まことにのみ込みが悪くて申しわけありません。もう一遍確認させてください。

要は、利用されたいといった場合には、その利用したいという月の前、前月の15日までに申し込みをすると、こういうことですね。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） そのとおりでございます。申しわけございません。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） そうしたら、緊急の場合には

どうなりますかということをお聞きしたんです。最初の質問のときには、そういうぐあいに前の月にあらかじめ申し込みを受けて調整していくので、そんなオーバーしてしまって、15人オーバーしてしまって対応が困るようなことはない。その中で調整していきますとこういうことだったんですけども、では緊急の場合にはどうなりますかということで、断られてしまうのはつらいじゃないですかと、こういうようなことでその点についてを確認させていただきます。済みません、もう一度そこら辺わかりやすくお願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 済みません。行き違いがありました。

どうしても入れない場合には、現在保育園でも一時預かり事業は行われてございます。それにつきましては月に10日単位ぐらいでお預かりできますので、そちらのほうのサービスを情報提供してるという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） そうしましたら、この緊急一時預かり事業ではなくして、各園のほうでやっている一時的な預かりを10日間ぐらいまでは対応できるので、そちらのほうの制度を利用してほしいと、こういうことで理解すればよろしいわけですね。いずれにしても、緊急に保育が、自分で見れない、そういうことで預かってほしいとこういうような場合には、そういうような道が開かれてるとこういうように解釈してよろしいですか。これだけちょっと確認させてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） はい。議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） そうしましたら、2番目の質問になるわけですけども、今回の緊急一時預かりの制度、それからこの緊急一時預かりでないけども、緊急な場合には保育園とかそちらのほうで10日間程度預けられるというその制度、というような、こういう制度というものは市民の方にどの程度理解され

てる、周知されてるといように捉えておられるか、その点について当局側の判断というんですか、捉えておられるその状況をお話しいただきたいと思いません。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 緊急一時預かり保育につきましては、教育委員会、総合教育会議の場で議題として報告し、議事録をウェブサイトに掲載してございます。また今回、新居幼稚園での実施ということで、次年度、円滑な運営をするために、新居幼稚園の保護者への説明をしてございます。

教育委員会への問い合わせの状況でございますけれども、保育園の入所申し込みの際に、幼児教育課また新居幼稚園等へお問い合わせいただくケースがあります。

事業の内容につきましては、総合教育会議、福祉教育委員会、新居幼稚園保護者への説明の場において、好評を得ているというような認識でございます。議決をいただいた後、来年度入所不承諾者へは不承諾通知とともに案内文書を同封いたしまして、次年度から緊急一時預かりもございませるといような紹介を、市のウェブサイトへの掲載等であわせて周知していくと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 市のホームページに載せていくとか、あるいは新居幼稚園では説明会もされたといようなことありますけども、いわゆる市長がよく言っておられる人口が減っていく、それで子育て支援をしっかりとやっていくんだということであるならば、この子育て支援を推進していくという意味において、特に市民の皆さんによく理解をしていただいて、こういうようなことで行政としては対応していくんだといようなことをしっかりと市民の皆さんにアピールしていくというんですかね、周知していただきたいなど、こんな思いをもって質問をさせていただきました。今、次長のほうからは、今後PRされるということですので、よろしく願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第90号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第4 議案第91号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案第91号ですね。

今回御提案いただいた条例改正につきましては、個人番号カード、マイナンバーカードですね、を所有した者が受けることができるサービスというふうに認識をしております。

この個人番号カードの所有者ですけども、湖西市の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは楠議員にお答えいたします。

平成28年12月末時点での本市における個人番号カード所有者数は、4,751人となります。これは市の人口全体の約7.9%でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君、よろしいですか。

○5番（楠 浩幸） 全体の7.9%の方しかまだこのサービスを受けることができないというようなことで認識をしました。

次の質問に。これを踏まえて、このカード普及促進に対しての方策をいかように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 個人番号カードの利便性の向上といった国の方策を鑑み、本市でも今言っておりますように平成29年3月からの証明書等のコンビニ交付に向けて準備を進めているところでございます。

今後は特にカードの申請に関する啓発を中心に行いたいと思っておりますので、コンビニ交付や同じくカードを利用するe-Taxですね、確定申告に利用するe-Taxについての広報とあわせて強化していく予定でございます。

具体的には広報こさい、ウェブサイトによる情報発信や、のぼり旗の設置による啓発、さらにはコンビニ交付について窓口でのチラシ配布を行うほか、その他の市の公共施設やコンビニ店舗へのポスター掲示などを予定して、普及を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 利便性のアピール、PRが一番大切だと思うんですけども、今回御説明いただいた内容ですと、今印鑑証明の登録の証明書の発行、これから利便性というふうに言われると、どんなサービスがこれから予定をされているのか、もし普及促進につながると思っていますので、教えていただければ

ばと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 利便性に関してでございますが、国のほう、他の自治体等と連携できるものにつきまして、29年7月から連携が始まると。児童扶養手当等の申請にかかる添付書類が削減される。またマイポータルといまして、本人が見れるという形で、照会事項見れるということが始まるというふうに聞いてます。また、それに増しまして、これからカードの利用がますます利便性が上がっていくということで、今後につきましては例えば、まだ確実には決まっておきませんが、印鑑証明の窓口で利用できる。また図書館カード等の利用もマイナンバーカードでできるというふうな形で、ますます利便性が増すような形でカードの普及を考えていくということで検討しているというところでございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。納税の証明書、必要なくなったりですとか、非常に市民としても手間が省けて、職員の皆様方にもその分の工数が省いて市民サービスが余分に行うことができるということで、促進に努めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第91号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第92号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 議案第92号なんですけれども、これ、議案説明を見ても、各種証明書の手数料を免除することができるというようなことなんですけれども、実際に私ども市民が無料で証明を受けることをどのように知ることができるのかと、これをどのように知ってサービスを受けることができるようになるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 楠議員にお答えいたします。

今回の条例改正により対象となるのは、申請などに必要となる戸籍証明の手数料について、その無料の取り扱いを「条例の定めるところによる」というふうに法律上で規定している場合となります。

主なものとしましては、公的年金の裁定請求、児童扶養手当の申請、労働者災害補償保険や公害健康被害補償の給付等の申請時に必要となる戸籍証明が該当いたします。

広報につきましては、市外からの申請者なども広報等で全ての方に周知するのは困難なところもございますので、今後は戸籍証明の利用目的について必ず申請の窓口で利用目的の確認を行い、当該サービスを御案内するという形で広報していきたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） そうしますと、私ども市民は窓口のほうへ出向いて申請をすれば、職員さんのほうでチェックをしていただいて、無料で証明を受けることができるということによろしかったでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 窓口で利用目的をおっしゃっていただければ、無料になるものをこちらのほうで確認して、減免という形にできると考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 窓口も複数の方で対応されるかと思えますけれども、どのようなチェックの仕方、フィルターを、フィルターという言葉は適当ではないかもしれませんが、マニュアルですとかチェックシートですとか、そういったような整備はもう準備はされているのでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 該当する法律については、本当に現在把握しているもので約30件ございます。それについては一覧表とかマニュアルに記載しまして、必ずそのことを確認して交付するという形でミス防止したいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ミスのないように整備をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員

会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第92号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第93号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、初めに反対討論、2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番（菅沼 淳） 2番 菅沼 淳でございます。議案第93号については、反対ということで発言をさせていただきます。

今回の条例改正は、人事院勧告の人件費増額に伴うとの説明でありました。昨年の9月定例会においても申し上げましたが、条例は地方公共団体の独自のルールであります。それぞれの団体にはそれぞれの経済状況、納税者の所得状況などがあります。地元団体のルールを改正するに当たり、それら地元の事情は考慮、反映されているのでしょうか。

我が国の最高法規である憲法の15条において、公務員は全体の奉仕者であると定められております。

当市において公務員である職員の皆さんは、市のため、市民のために、職務を全うすべく日々努力をされていることは、私自身、十分認識をしております。しかしながら、多くの市民が行政に対して、予算がない、財源がないと切り捨てながら、一方ではみずから率先して待遇を改善し身分の保障をしていると、必ずしも切り捨てるわけでないにしても、そのような印象を持っているのです。政治においては、奉仕者である公務員の身分保障が優先されるのでしょうか。誰が主役なのでしょう。

また病院職員の人件費についても、毎年多額の税金を繰り入れ、赤字計上の経営において増額することは、到底市民の理解を得られるものではないと考えます。民間では考えられない、あり得ないことであります。病院運営の改善についても、とりわけ人件費は重要なポイントではありませんか。

以上のような積み重ねが政治不信を招き、奉仕者と言われる我々公務員は尊敬も信用も信頼も失っていく存在になってしまうということではないでしょうか。しよせんはきれいごとの思いもありますが、私はそのように考えます。したがって、民意を代弁する者として本議案における条例改正は安易であると考え、反対するものであります。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。続いて賛成討論、9番 加藤弘己君の発言を許します。9番 加藤弘己君。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番（加藤弘己） 9番 加藤弘己です。議案第93号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

今回の改正は、8月の人事院勧告に基づき職員の俸給表水準を平均0.2%引き上げるとともに勤勉手当を年間0.1カ月分引き上げるといふものであります。公務員の給与は市場原理による決定が困難であるため、その時々々の経済、雇用情勢を反映して決定される民間給与に準拠して定められることとなっており、人事院勧告は公務員の労働基本権制約の代表措置として職員に対して適正な給与を確保する機能を持つものであります。

本市はこれまでも厳しい定数管理に加え、指定管理者制度の導入やさまざまな任用形態を活用することで、一貫して人件費に総額の抑制を図っております。また能力や職務、職責に応じたメリハリのある人事、給与制度の運用に努め、職員のやる気も喚起してきました。

給与は労働に対する正当な対価として支給されるものであります。市職員の給与等に関しては人事院勧告に準拠することが望ましいことは言うまでもありません。市職員が今後も経費削減の努力を継続しつつも集中と選択による効果的で安定した市政運営をしていくためにも、私は議案第93号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり賛成するものであります。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第93号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第94号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、初めに反対討論、2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番(菅沼 淳) 2番 菅沼 淳でございます。

議案第94号については、常勤の特別職は選ばれし方々であることから敬意を表しておりますが、やはり奉仕者である公務員であります。したがって、議案第93号と同様の理由において本条例改正は安易であると考え、反対をするものであります。以上です。

○議長(二橋益良) ただいまの討論は反対討論でした。続いて賛成討論、9番 加藤弘己君の発言を許します。9番 加藤弘己君。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番(加藤弘己) 9番 加藤弘己です。議案第94号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

本案は議案第93号との関係を考慮し、市三役、市長・副市長・教育長の期末手当を0.1カ月分引き上げる改正であることから、原案どおり賛成するものであります。以上です。

○議長(二橋益良) ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第94号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(二橋益良) 挙手多数であります。したがって議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長(二橋益良) 日程第8 議案第95号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、初めに反対討論、2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番(菅沼 淳) 2番 菅沼 淳でございます。

議案第95号について、本議案は対象にある現職として、内心、大変ありがたい条例改正であると理解をしておりますが、やはり奉仕者である公務員であること、民意を代弁する代表者であることから、議案第93号と同様の理由において本条例改正は安易であると考え、反対をするものであります。以上です。

○議長(二橋益良) ただいまの討論は反対討論でした。続いて賛成討論、9番 加藤弘己君の発言を許します。9番 加藤弘己君。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番(加藤弘己) 9番 加藤弘己です。議案第95号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

本案は議案第93号や議案第94号との関係を考慮し、市議会議員の期末手当を0.1カ月分引き上げる改正であることから、原案どおり賛成するものであります。以上です。

○議長(二橋益良) ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(二橋益良) 以上で討論を終わります。

それでは議案第95号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(二橋益良) 挙手多数であります。したが

って議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第96号 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第96号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第97号 湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第97号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第98号 工場立地法第4条の2第2項に規定する準則を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第98号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第99号 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。議案第99号 湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、お尋ねをいたします。

この件は9月議会で提案・可決されました企業職員、水道の関係の企業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と内容的には同じものと思えますけれども、本来、同一の時期に提案されるべきものだというふうに思いますし、施行時期が違うというのは今までそういう事情が発生しなかったということは幸いだったと思いますけれども、提案時期が異なった理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。病院事務長。登壇してお願いします。

〔病院事務長 柴田佳秀登壇〕

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

今回提出させていただきました条例の一部改正につきましては、9月議会で可決されました企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と同様のものがございます。

9月議会に上程されました企業職員の条例の一部改正につきまして病院内で検討したところ、病院事業職員も災害等により平日深夜に業務を行うこともあり得ることから、条例を一部改正する必要があると考え、今回条例の一部改正を行おうとするものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 7番 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 私が思いますのは、水道の職員も病院の職員も、同じ市の職員ということで、同じような扱いをやはりすべきではないかなと。この点については市本体の市の職員、一般職員も同様でありますけれども、そういう意味で病院であれ水道であれ、同じような調整をした上でそれでは出しましょうねというのが本来の筋ではないかなと思いますので、そこのところをなぜこうなってしまったかということをお願いしたいと、こういうことです。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（柴田佳秀） 今回、提出時期がずれてしまいましたことにつきましては、連絡不行き届きがあったと認識をしております。本来ですと水道課等と一緒に出すべきだと認識しております。

今後につきましては事務連絡等十分に行いまして、行っていきたいと考えております。申しわけありませんでした。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） いずれにしても、この給与の制度が一番中心になるのはやはり総務だと思いますので、総務・水道・病院、よく連携して、こういうことにならないようお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

次に6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 議案第99号です。今、渡辺議員への御回答で2番目の質問は取り下げさせていただきます。

では1番目の湖西市病院事業職員の管理監督職員とはどの役職者を言うのか、お願いいたします。

○議長（二橋益良） 病院事務長。登壇してお願いします。

〔病院事務長 柴田佳秀登壇〕

○病院事務長（柴田佳秀） お答えをいたします。

役職者におきましては、給与で管理職手当が支給されている職員でございます。具体的に申し上げますと、行政職におきましては課長代理及び主幹以上の職にある者、医療職におきましては医師において副医長以上の職にある者、技術職におきましては科長代理以上の職にある者、看護職におきましては看護師長以上の職にある者でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん、よろしいですか。

○6番（佐原佳美） 午前0時から午前5時までの間に勤務するような災害がないことを祈って。わかりました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第99号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 議案第101号ですけれども、今回の御提案で、湖西市内の運動施設の指定管理について指定管理者を設置するよというようなことなんですけれども、対象となる施設・設備の維持管理について、今までは市職員さんが管理をされていたということなんですけれども、今後ですけれども、指定管理になった後、市としましてはどのように管理をされているのかということと、あとまた管理マニュアルはもう準備できているのか、その点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。教育次長。

登壇してをお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 楠議員にお答えいたします。

今後、市が行う管理につきましては、既にアメニティプラザを指定管理してございますけれども、アメニティプラザと同様に、毎月の定例報告会で利用状況また維持管理状況等を確認していきます。

また管理マニュアルですけれども、特に策定はしてございませんけれども、指定管理者には、今後、定める業務仕様書に管理の範囲、方法、基準等を規定していきますので、それに基づき適切に管理をしていただくこととなります。以上です。

○議長（二橋益良） 5番 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ありがとうございます。仕様書によって、これから仕様書を整備していくよということなんですけれども、これ指定の期間がことしの4月1日からですので、3月末までにその仕様書は整備されるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） はい。今回、これ議決をいただきましたら、契約を行いまして、仕様書を準備していくというところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。2つ目の質問に移りたいと思います。

これ、指定管理の目的として、市民サービスの向上と経費削減を図るということなんですけれども、まず経費削減の効果の見込み額を教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 経費の削減効果といたしましては、直接的な削減効果は約100万円の経費が削減されると見込まれてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） この100万円の効果につきましては、次年度の予算から反映されるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。また予算のときにはまたチェックさせていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問。2つ目のところと関連するんですけども、この指定管理となったときに期待できます私ども市民へのサービスの向上、具体的なサービスの内容として何があるか教えていただきたいと思っています。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 市民サービスの向上で期待できることは、今回体育協会が指定管理者ということで、その体育協会に加盟している会員が持つ豊富なノウハウを活用したスポーツ教室やイベントの開催、また営繕スタッフの配置によるきめ細かな環境保全などが、候補者から提案されてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） また契約が締結した後にまた、どのようなサービスが具体的に提案していただけるのか、楽しみに見守りたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

それではここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、午前に引き続き議案第101号の質疑からまいりたいと思います。

それでは7番 渡辺 貢君の発言を許します。渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） それでは7番 渡辺 貢であります。先ほどに引き続いて議案第101号についてお尋ねいたしたいと思います。

通告はしてありますけれども、さきに楠議員がお尋ねしたそのことに回答でおおむね内容は理解でき

たんですが、さっきの質疑応答の中で、100万円ぐらいメリットがあるよという、そういう御答弁だったと思いますけれども、100万円、何をもちて100万円なのか、主なものだけちょっと教えてもらえますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 渡辺議員にお答えいたします。

指定管理料は、人件費、事務費、事業費、管理費の支出の合計から、施設の利用料を差し引いた金額としておりまして、その合計額が5カ年で2億6,200万というふうになってございます。

具体的に言いますと、指定管理者からの提案は人件費で1,760万、事務費が140万、事業費につきましては2,450万、それをトータルいたしますと支出の合計は6,340万円となります。それで利用料が約1,100万あるというところで差し引きいたしますと1年に5,240万の指定管理料になるという提案でございます。

それで私が先ほど100万円ぐらいの効果があるというのは、それらの人件費とか管理費等を直営で行った場合、約5,300万以上になるというところで、その差が100万円の差だということで回答させていただいたということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、どうですか。

○7番（渡辺 貢） 人件費とか事務費とか事業費、いろいろ合わせて全体で100万程度ということで、はっきり内容はやってみないとわからんというところがあるかもしれませんが、それはわかりました。

それで、事業費というか委託費というか、公園とかそういう部分もありますので、多分直営であっても委託事業として草刈りとか樹木の剪定とかいろいろ頼んでいたと思いますけれども、その辺について、直営の場合には見積もり合わせだとか、入札だとか、そういうことをやるとは思いますけれども、今回こういう形、指定管理者にするということになると、どういうふうになるのか。今まで従来ずっとやってき

た方からの不安もちょっと聞いてますので、その辺ちょっと説明していただけますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今言われた不安といわれるのは、事業者からの不安ということでしょうか。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 今まで市のほうから発注を受けて、やってきたけれども、制度が変わってしまうことによって、これからどうなるのかなど。競争でするので、それは安いところとかサービスのいいところへ発注すると思いますけれども、そういうのが市直営と今度の指定管理者になった場合と、どのように変化するのか、あるいはほぼ一緒ですよというのか、そこら辺を教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） わかりました。済みませんでした。

指定管理者からの提案は、基本的には直営のときとは変わらないというふうに聞いてございます。ただ、議員も今おっしゃるとおり、安い中でやらなければいけないという部分で若干の競争が生まれて、今まで従来お願いしていた業者さんに仕事が行くかというのはちょっとわからんところですが、基本的には従前どおりだというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。費用を少しでも削減したいということと、サービスを向上するという、相反するような部分ありますけれども、適切な管理をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

次に14番 馬場 衛君の発言を許します。14番 馬場 衛君。

〔14番 馬場 衛登壇〕

○14番（馬場 衛） 14番 馬場 衛です。議案第101号について質問させていただきます。

4点ほど今回項目を挙げさせていただきました。その中で1番ですが、先ほどから当局の説明をいた

だきまして、ほぼ理解はできましたんですが、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

市民サービスの向上ということで、体育協会の参加者たちの各組織を使ってのいろいろなイベントが見られるというふうなお話をいただきました。ただ、使用する側から見ると、施設の使用に対して申し込み等こういった部分の向上というか利便性は図られるかどうか、その点についてまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） まず、施設の利用についてですけれども、従前どおり毎月利用調整会を行ってございますけれども、それは指定管理者になっても同じように使用調整会議を行って使用調整をしていくというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 今までどおり毎月ですか。隔月だと思ったのですが、調整会を行って、施設の利用を図っていくということです。

先ほども言ったように、こういった体育施設は使って何ぼ、使われて何ぼのもんですから、しっかり使いやすいような方法を指導していただければというふうに、当局側からも一言お口添えいただければありがたいと思っております。

次に2番目に移りたいと思います。

指定管理者の事務局はどこに設置されるのかをお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 指定管理者が事務局と呼ぶかちょっとその辺はわかりませんが、一応、拠点は湖西運動公園の管理事務所の中に職員を配置すると。その職員が統括管理責任者という方が長になって管理するというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 現在のスポーツ推進課のところに、拠点はですね、まだ事務局とはいえないと、確認はできましたのでわかりました。

その中で各施設等の連携がうまく図られるようにはされると思うんですけど、その辺の連携をする部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今申しあげましたように、湖西運動公園のほうに統括の管理責任者が置かれ、新居の体育館のほうは副統括責任者というんですか、管理者が置かれるというふうに聞いてございます。

いずれにいたしましても、指定管理者の中の統括責任者と連携を図りながら、施設の利用のほうを向上していくというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 体育協会のほうで連携を図って、各使用状況等、定期的な会合を持たれると思うんですが、その辺の管理もしっかり把握されることを望みます。

次に3番目に移りたいと思います。

現在のスポーツ推進課の組織にどのような変化があるのかをお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 次年度、平成29年度以降の組織の変更につきましては、ただいま教育委員会と総務部とで協議中でございます。近々に明らかになればまた御披露したいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） 現段階ではまだ確定はしてないと、また検討されるということですが、やはりこれからの若い子供とか青少年の育成のためには、しっかりとした組織の中でスポーツに親んでもらう。これ絶対大事なことでございますので、やはり縮小されて湖西市のスポーツの低下、これはあってはならないと思うし、また高齢者においてもスポーツ推進委員の方々も、健康を維持するためのこういった取り組みというのは大変大事だと思いますので、一概に指定管理してしまったからその部分で職員を減らして、そういった市のスポーツ能力の下降、下がるというふうなことはあってはいかんと思いますので、ぜひその辺のところについては配慮をいただ

きたいと思います。

それでは次の4番目の質問に移りたいと思います。

設備、それぞれのスポーツ運動中に起きた事故については自己責任もあろうかと思いますが、設備不備による事故発生時の責任の所在について、どこにあるのか。その辺についてお考えをお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 事故発生時の責任の所在につきましては、これから締結いたします基本協定書に定めることとなりますけれども、基本的には指定管理者の責に帰すべき事由により、第三者による損害が発生した場合の責任の所在は、指定管理者にございます。それ以外につきましては湖西市のほうになります。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） その辺の線ですね。なかなか単純に、はっきり言って今のスポーツ施設、新居の体育館は別個として、今の運動公園、新居町の運動公園、その他の運動公園についても、大変立派だとは現状の時点では言えないと思うんですね。特にみなと運動公園については、照明器具とか定期的に点検をされてますけど、一時は配電盤のそれが倒れるような事故も起きておる状況もありますし、ただ高いところの夜間照明の照明器具については、なかなか見た目では確認できません。そうかといって定期的にしっかり点検ができてるといって確認がとれておりませんので、そういった部分については指定管理者が責任をとれといってもなかなか難しいところもありますので、そういった設備の点検については市のほうの考えとしてはいかがなものでしょうか。指定管理者にお任せするのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 基本的には細かな修繕につきましては指定管理料の中でお願いするんですけども、議員がおっしゃるような大きな修繕につきましては、それは市の責任でもって施設のほうの整備をしていくということで考えてございます。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） わかりました。ただ、大きな整備についてはそれは当然だと思いますが、1点だけ確認させていただきたいんですけど、夜間照明器具についてもかなり高所のところで専門的な検査が必要かと思います。この検査については費用はどちらが持たれるんでしょう。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午後1時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて会議を再開いたします。

教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員のおっしゃる点検料につきまして、指定管理料の中に含まれてございませぬけれども、今言いました細かな修繕、50万以下の修繕につきましては指定管理料の中でやっていただいて、50万円を超えるものにつきましては市のほうで責任を持って行うということですので、点検を行って悪いところがあれば連絡いただいて、50万以上でしたら市のほうで責任を持って直すということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） その点検料が結構高価だと思うんですね。やはり専門的な高所作業車で一つ一つ点検するとなるとね。これ、みなと運動公園だけでも何棟ですか、それだけでも何十万かかるんじゃないかなと。それが50万超えたら市で持つということと考えるとよろしいですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 50万というのは修繕料に対してです。議員が心配されております点検料も、過去5年間の点検のお金はこれだけかかりましたよということで示して、資料として渡してございますので、それを含めて指定管理料の設定のほう行われてると思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 馬場 衛君。

○14番（馬場 衛） わかりました。まず、事故のないように、こういったものについてはしっかりと

した契約の中で実行していただければと考えております。理解できましたので、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、14番 馬場 衛君の質疑を終わります。

次に6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 同じく議案第101号の指定管理についてお伺いいたします。

公募により応募のあった2団体のうち、NPO法人湖西市体育協会が湖西運動公園ほか5施設の指定管理者に選ばれたわけですが、次点のものよりすぐれていた点はどこでしょうか。

○議長（二橋益良） 企画部長。登壇してお願いします。

〔企画部長 片山彰宏登壇〕

○企画部長（片山彰宏） 公共施設の指定管理者候補者選定委員会を担当する部署であります私からお答えさせていただきます。

NPO法人湖西市体育協会から示されました提案でございますけれども、次点の者と比較いたしまして、「指定管理料金の安さ」、「アメニティプラザの指定管理者と協力した、市内スポーツ施設での連携行事の実施」、「協会ウェブサイトでの施設情報コーナーの開設及び施設だよりの発行」と「地元雇用の積極的な推進」の4点でございます。それが選定委員から特に評価されたものと考えておるところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 6番 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 現在、アメニティを指定管理されてるコナミさんが手を挙げなかったというところがございますので、やはり先輩議員たちの御心配と同様にどうなのかなという思いもありましたけれども、そのように選定していただいたということで、安全に管理が行われるように思っております。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第101号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第101号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第102号 平成28年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。

議案第102号 一般会計補正予算について、2点ほど通告してございますので、まず歳出の6款1項4目畜産関係経費3,979万円、大きな金額となっております。具体的な事業内容は何か、教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） 楠議員にお答えいたします。

具体的な事業ですが、養豚農家の規模拡大のための分娩舎と離乳舎、あと母豚舎それぞれ1棟、及び浸透膜式の浄化槽を1基の増設に対し補助をするも

のでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 養豚舎の整備ということなんですけれども、これ、新規事業でしょうか、それとも拡充ということでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今回の事業は規模拡大というための、増設の整備の経費となります。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ちなみにこの事業者さん、1事業者さんというふうに考えればよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 2つ目の質問に移りたいと思います。

大きな金額ですけれども、補助率と総事業費が幾らになるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 補助率につきましては消費税を除きました事業費の2分の1でございます。事業の総額は8,594万6,400円を予定しております。補助対象費は消費税を除いた額ですので、7,958万円が補助の対象の事業費となります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 大きな事業なものですから、また見守りたいというふうに思います。

2つ目の項目に行ってよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） はい、どうぞ。

○5番（楠 浩幸） 同じく歳出ですけれども、10款1項3目で教育指導費なんですけれども、新居小学校が文科省の研究指定校に指定されたということで、大変喜ばしいことだと思います。研究のテーマの概要について少しお話しただけならと思います。

○議長（二橋益良） 教育長。

○教育長（山下宗茂） 文科省より指定を受けた研

究テーマは、「学力の向上を図るための実践的な研究」というものであります。これを受けて、新居小学校において児童の学習上の課題、それから教員のほうの指導上の課題を把握し、国語科の授業改善や国語科を核とした教科横断的な視点をもった授業づくりに取り組むという内容であります。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 学力向上を目的とした国語科を中心に研究をされるということで理解をしました。

2つ目の質問に移りたいと思います。

モデル校のようにしてやられるわけなんですけれども、この成果の確認というのはどのようにされるんでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育長。

○教育長（山下宗茂） 基本的には授業における児童生徒の学習活動状況の確認、それから児童生徒の意識調査とか学力調査の結果とかさまざまな点から状況を把握し、課題を見つけながら、それを解消するために取り組んでいくということが基本的なことになるのかなというふうに思っています。

ふだんの学習状況、授業における学習状況の確認としましては、具体的には、例えば先生が教えてる授業中に発問をしますね、子供たちに問いかけをする。問いかけをすることに対して、子供たちがどう回答するのか、どう説明するのか。あるいは板書等をノートに記述していくというような様子を見ながら、子供の習得状況を確認をしていくというのが基本的なことかなというふうに思っています。

ただ、それだけではなかなか数字としてというのが、明確な形としてあらわれてこない部分もありますので、補足として学力調査の結果であるとか、子供たちにアンケート等をとった意識調査、あるいは单元ごとの小テストの確認、さまざまな形でその成果を確認していくということになるのかなというふうに思います。

その上で、本来の目的は授業改善をよりよく進めていくと。それによって子供たちが授業に向かっていく姿勢を向上するというにありますが、これは単に新居小学校だけではなくて、市内の他の小・中学校と連携をしながら、意見交換をしたり、

授業実践について振り返ったりしながら一緒になって成果と課題について考える機会を設けていくと。その上で随時確認をしていくという形で成果を確認をしていくというふうに考えております。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） なかなか成果を確認しにくいようなテーマだと思います。また、しかしながらやはり研究の成果はしっかりと市内の各校に展開をしていただきたいと思いますので、連携という意味ではいいかなとは思いますが、やはりベンチマークはしっかりととっておいて、その研究の成果をしっかりと把握できるような方向でやっていただきたい。ベンチマークについてはこれから準備をされる予定でしょうか。

○議長（二橋益良） 教育長。

○教育長（山下宗茂） 基本的には、これ2年の研究指定でありまして、今年度については既に進めております。今年度の状況を見ながら次年度、若干修正・改善等を加えながら、計画に沿って進めていくということになりますが、文科省の指定研究ですので、本市だけではなくて、当然県のほうもサポートに入ってくださいっていて、そういう予定等については既に計画をされているという状況であります。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。また見守りたいと思います。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

次に10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第102号について質問いたします。

説明書21ページ、歳出3款1項7目の在宅福祉費の臨時雇賃金のところの正規職員配置に伴い臨時職員の賃金を減額ということで質問させていただきます。

1点目、正規職員はいつから配置されたのか、お

伺いたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。健康福祉部長。登壇してをお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） お答えいたします。

長寿介護課は現在2名の保健師が育児休業中でありまして、その代替として臨時の保健師2名分の賃金を予算計上しておりましたが、制度改正等に伴う業務量の増加に対応するため、昨年4月1日から正規職員の保健師1名、それから臨時職員の保健師1名が配置をされたものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 当初488万4,000円計上されていまして。このときは臨時さんを何名分ということでもいいんでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 保健師の臨時の賃金としまして2名分が当初予算で計上されておりました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） そうなりますと、2名分を計上していて、正規を1人と臨時を1人にしたんですか。正規は新たに採用されたということでもいいんでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 今回減額しますのは、先ほど申し上げました2名の賃金のうちの1名分を減額するというものでありまして、正規職員につきましても全体の人事異動の中で、そこへ育児休業の職員の代替で1名配置をしていただいたということでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 在宅福祉のほうにどこかから、もともたいた職員さんがそこへ入っていただいて、4月1日から仕事はしていただいているという理解でいいんでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 新規採用ではなくて、ほかの部署からの人事異動という形で1名正規職員

を配置、異動していただいたということでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 最初、当初2人分の臨時さんを484万円で計上してたじゃないですか。そのときは臨時さんを2人雇うつもりだったんですよね。だけど、お願いというか、調整し合って、正規の職員さんがここに配置されたもんだから、臨時職員は1人でよかったということなんですよ。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） そこはわかりました。そうなりますと、この臨時さんは当初から1人減額でよかったという理解でいいんでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 予算編成の段階では正規職員の配置がまだはっきりしておりませんでしたので、人事当局との調整によって、まず臨時職員2人分の賃金は当初予算に計上させていただきました。その後、3月の人事異動の調整の中で正規職員を配置するということになったものですから、結果的に4月から臨時職員1名分の賃金は支出していないということでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） よくわかりました。

では次の、今減額する理由というところで、私にしてみれば、なぜ今減額なのかということ聞かせてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 課内の職員の年度途中での産休、育休という可能性もございますので、それに備えまして減額は見送っていたということでございます。半年余りが経過して、不要だと判断しましたので、今回減額しようとするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） よく理解できないんですけど、まだ在宅福祉の中では産休とかそういうとられる方

がおいでになるということで、そこの部分をとって  
いたということでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 長寿介護課におきま  
しては若い女性の職員も何人かおられますので、年度  
の途中で産休に入るとか、あるいは病気休暇に入ら  
るかというおそれもあるものですから、執行残をその  
まま流すという方法もありますけども、財政当局と  
の調整の中で、もう減額しても影響はないだろうと  
いうことで今回減額するという判断になったもので  
ございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。では次に行き  
ます。

説明書41ページになります。41ページの歳出8款  
5項1目の笠子住宅廃止予定に伴う移転補償費を増  
額ということで、1番の初めの質問は、増額する移  
転補償の内容をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（青島一郎） お答えいたします。

当初予算で5件分を計上しておりました。その5  
件につきまして全て移転が完了いたしました。引き  
続き移転交渉を進めておりました6件目の方と移転  
の話がまとまりましたので、今回その1件分を追加  
で計上させていただくものでございます。金額につ  
きましては当初予算の1件分と同額でございます。  
以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 当初は158万5,000円で、それ  
で5件分を当初していて、ここの笠子住宅に入っ  
てる方たちには毎年度全員を対象に一応説明はされ  
ているのでしょうか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（青島一郎） おっしゃるとおり、  
全員の方に御説明をさせていただいて、順次移転を  
していただけたところから移転補償をしております。  
以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） それで今6件目の人が交渉に  
臨んでくださったので、1件補償するということで

補正をとっています。何かこれ、去年も同じように  
されていて、5件しかこの当初予算をとらないとい  
う理由ってあるんですか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（青島一郎） 当初予算で予算のほ  
うが潤沢であれば予想されるといいますか、対象に  
なる皆さん全てを予算計上しておきたいのは山々で  
ございますけれども、いろいろな事業がございます  
ので、その年の目標として、その件数をまず願  
いしようということで、5件の計上でさせていただ  
いております。今回、6件目の方が話がまとまった  
ということで、補正をお願いしたものでございます。  
以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。

それでは2番目の質問になりますが、残りは何件  
にありますか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（青島一郎） 移転対象件数は、残  
り11件でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 笠子住宅は以前から早く廃止  
していきたいと、この話も進めているんですけど  
も、あと残り11件になりますと、5件ずつやって  
いったとしても多く見積もって3年ぐらいでここは  
廃止できるようになっていくという考えでよろしい  
でしょうか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（青島一郎） 計画といたしまして  
は31年度末までには移転のほうを完了していただき  
たいというふうにお話はさせていただいております。  
以上でございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。ありがとうご  
ざいます。では次に行きます。

説明書49ページになります。歳出10款3項3目と  
ころで行きます。鷺津中学校の施設整備費のところ  
の質問になります。

このことについては、いつごろ判明したのかお伺  
いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 判明した時期でございますけれども、本年平成28年6月21日に、消防法に基づく屋内消火栓設備の点検を実施した際、配管の漏水を発見いたしました。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） この点検は毎年行われるものでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） このことについては、昨年は別に何も指摘はされずに、今回点検したときに漏水しているということが確認できたということでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 主な工事の内容を教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 工事の内容でございますけれども、3棟ある校舎のうち、消火栓配管が地中埋設配管となっている北校舎及び中校舎への配管を、今回露出の配管に布設がえするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 今まででは地中だったけれども、今度からは露出配管とする。その露出配管でふぐあいというのはないのでしょうか。地中のほうよりも露出のほうがよるしいのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 地中埋設だと、漏水した場所がなかなか特定できないということがありまして、今回露出にしますと、漏水の箇所がすぐにわかるという利点があります。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 約600万ぐらいかかる工事になりますけれども、これは見積もりをされてやはり

この金額で妥当というようになるのでしょうか。ちょっとこの内容がよくわからないんですけれども、見積もり内容が。もしよかったら教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 教育総務課には技術職員がございまして、見積もりを精査した結果、今回この補正額となったものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。今後、露出配管になれば、早目にいろいろ老朽化したものが点検できると思いますので、いいかと思えます。

では次に行きます。

説明書53ページ、10款6項9目の中央図書館運営費について質問します。点検で指摘されたふぐあいの内容はどのようなものでしたか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回、点検で指摘されたふぐあいにつきましては2件ございます。いずれも防火シャッターに関するものでございますけれども、1点目は3基ある防火シャッターのうち1基が動作不良ということで途中でとまってしまうというものでございます。2点目は3基ございます防火シャッターに安全装置がまだ設置されていないということで、既存不適合となっているものでございます。これは、シャッターがおりたときに何か当たればとまる、緊急停止するという装置でございますけれども、それが無いという指摘でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） この特殊建築物設備保守点検というのは、1年に一遍やるものですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） これは28年に法改正がございまして、今まで中央図書館はその点検の対象建物ではなかったんですけども、今回、対象の建物であるということで点検をさせていただきました。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） それでは法改正になる前は、何回ぐらい点検されていたんですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 特殊建物の点検の法改正の前は、消防法による点検がございました。消防法による点検は毎年行ってございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 消防法による点検のときには、防火シャッターがおりたりとかそういうもののふぐあいというのは見られなくて、今回よく点検したらそういうふうになって、修理をしなければならなくなったということでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員のおっしゃるとおりでございます。今回新たに、途中でとまってしまうというような状態が出たというところと、特殊建物の点検では、先ほど言いました防火シャッターは途中でとまらなければいけないだけども、消防法の点検につきましては、その途中でとまらなければならぬという点検はないということで法改正になりました。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） この防火シャッターというのは、どこについているのでしょうか。ちょっと私も図書館行ってわからないので。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回のこの3基の防火シャッターですけれども、中央図書館に入って、1枚目の自動ドア入って、2枚目の自動ドアのところにあるものでございます。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） これは施設管理のときに年に何回かやはり作動するかどうかという点検はされていたのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほどもお答えしましたように、消防法の点検については毎年行ってございます。ただ、館内の職員が1カ月に1回とか1週間に1回の動作確認ということはやってございません。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） よくわかりました。何にしても市民が安全でいられるためには、ぜひともこのよ

うなことをやっていかないといけないと思います。

このごろ、中央図書館とか図書館も2つあるので、結構図書館についてはこの間の9月のときも修繕料出されたりとかいろいろしてて、図書館についてもこれからいろんな設備とかいろんなことが老朽化してくると思うので、修繕計画をしっかりとされて、当初から直していかなければいけないものはやはり直していかれるようにしたほうがいいと思います。ありがとうございます。

では次に行きます。

次、説明書55ページになります。10款7項1目の運動公園維持管理費のところ、みなと運動公園のところの話なんですけれども、いつからトイレが使用できなかったのか教えてください。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） みなと運動公園のトイレにつきましては、10月2日にトイレの様子がおかしいと常駐する管理人からスポーツ推進課のほうに連絡がございました。それを受けまして職員が状況を確認したところ、排水が通常どおりにできないということから、使用中止にしたということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 管理人さんのおいでになって、管理人さんから連絡が来たということは、その管理人さんは常にそのトイレの周辺とかそういうものについては点検はされておられなかったのでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） みなと運動公園の管理につきましては、管理人の方が毎日掃除をしながら各施設の中を点検してるというような状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） 樹木の根でと書いてあるんですけど、これ、トイレの横によほど大きな木が植えてあってということですよ。それはやはりできなくなれば気がつかないような状況だったのでしょうか。未然に防ぐことはできませんでしたか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 議員のおっしゃるとおり

すぐ近くの樹木でなくて、周辺の樹木の根が張っていたという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） この樹木についての管理はどこがされていたんでしょうか。管理体制に不備はなかったのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 先ほどもお答えしましたように、管理につきましては常駐する管理人が毎日清掃を行いながら点検を行ってございます。今回の故障につきましては周辺にある樹木の根が地中を張って侵食したのが原因であるため、特に管理体制に不備があったとは考えておりません。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） わかりました。これはいつごろ使えるようになるのか、使用できるようになりますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（落合 進） 今回、この補正が議決をいただいて、大至急修繕したいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 竹内祐子さん。

○10番（竹内祐子） よろしく申し上げます。また大会もふえてくると思いますので。それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 10番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第102号の質疑から進めさせていただきたいと思っております。次に6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 議案第102号、歳出の3款1項10目、説明書21ページで、障害児通所支援事業費

についてです。平成27年、一昨年12月の補正では同じ理由で1,700万円の補正がありまして、今回、2倍の3,400万の補正であります。積算根拠を教えてください。

○議長（二橋益良） それでは答弁お願いいたします。健康福祉部長。登壇してお願いします。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 佐原議員にお答えをいたします。

障害児通所給付費は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等に係る給付費でございます。

当初予算では9,500万円、一月当たり約792万円を計上しておりますが、利用者の増加に伴いまして、現時点では月平均で約1,075万円、当初予算と比較しまして283万円の増加の見込みとなっております。3,400万円が不足することから、今回の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 6番 佐原佳美さん、どうですか。

○6番（佐原佳美） では2番の、利用者数は当初より何人増加したのか。また予測はできなかったのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 一月当たりの延べ利用人数は、平成27年度が約169人であったのに対しまして、今年度は現時点の見込みで月平均約195人、前年度に比べ26人、約15%の増加となるものと見込んでおります。

昨年度、障害児支援利用計画作成の義務化に伴いまして、先ほど議員お話ありましたように利用者が増加したため、補正予算を組みまして増額したところですが、その昨年度の実績をもとに本年度の予算計上いたしました。本年度に入りまして市内に新規事業所が1カ所開設をした関係がございまして、利用者がさらに増加したものでございます。またその新規開設の情報につきましては、予算編成後であったため、当初予算には反映できなかったものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。一つの事業所ができたということですが、この利用されている放課後等デイサービスとかは、これまでの事業者のところへ伺ったときに近隣、湖西市外からも通われている人がいるということをお聞きしましたけれども、これは市民だけ、湖西市民にだけではなくて、その事業所に給付、補助するというものですよ。市外の方も含めてということでしょうか、利用者は。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） まず、通所サービスの利用につきましては、その住所地の限定が特にございませんので、市内の事業所に他市の市民の方が利用されることもありますし、湖西市の市民の方が浜松市の事業所を利用しているというケースもございます。

費用負担につきましては、湖西市の障害児の方、湖西に住所のある障害児の方の分につきまして、請求に基づいて市のほうで負担するというものになっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。給付費ということなので、市民にだけということでした。

本当に毎年ふえていて、事業所も開設ということは利用者さんにとっては大変うれしいことではありますけれども、決算は今年度の9月にしたものですけれども、既に1億円も超えておりますので、本当にまた予算編成のときに1事業所もふえたということで、余り補正、補正でなく、予測がうまくできたらなと思いますので、利用者のニーズが満たされたということはいいことだなと思います。ありがとうございました。

済みません。申しわけありません。もう一つ。畜産の6款1項4目ですが、先ほど同僚議員が聞かれましたので、取り下げをしようと思っておりました。言葉足らずで申しわけありません。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

それでは8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 私は説明書29ページ、参考資料31ページの4款1項3日の火葬場管理費についてお尋ねをいたします。

今回、土地購入費と補償費がそれぞれ増額になっておりますけれども、増額になったその事情をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 環境部長。登壇してお願いします。

〔環境部長 松本省貴登壇〕

○環境部長（松本省貴） 新居斎場の進入道路につきましては、斎場利用者の利便性向上等を図るべく、狭隘箇所改善など道路の拡幅や新設に取り組んでいるところでございます。

今回補正をお願いいたしますのは、主に国道301号線から進入する道路、新幹線のガード下の北側から入る道路でございますけれども、その拡幅のための用地買収及び工作物移転補償の契約締結のめどが立ちましたことから、土地購入費及び補償費を計上させていただくものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 8番 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 当初予算にも既に予算計上されてるわけですが、今回増額になったというのは、例えば買収する面積が当初よりか、こういう事情でふえてきたとか、補償物件がこうやって見込んでたけれども、こういうような物件があつて補償費がふえてきたとか、そういうように説明があるのかなと思ったわけですが、ただいまの部長からの説明でいきますと、新幹線のガード下、それは当初入ってなかったですか。今回、拡幅工事の予定というのは、火葬場から向こうの西のほうに行く道路に1本道路をつくるという、その新設道路だと私は思ってたんですけど、ガード下のところの拡幅ということになると、現道を拡幅することになるわけですが、そこら辺の計画と当初の予定との関連は、ちょっとどんなぐあい、御説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（松本省貴） ただいま議員おっしゃるように、今回の補正のお願いは、現道の拡幅という

こととございます。これ以外に新たに道路を新設するという計画もございますけども、今まで用地交渉がまとまらずに、公社での買収を進めておりますけども、事業化にはまだなっておりません。そんな中で、この国道301号線からの進入部分につきましては、用地取得、移転補償のめどが立ちましたので、利便性の向上という意味で、先行してできるところから拡幅をしていきたいということで、今回補正でお願いをするものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 現道の改良工事をまず行うということですけども、できるだけ全協等を通じて、そこら辺の計画の概要について、あらかじめ理解できるように説明のほうお願いしたいなとこんなふうに思います。そしてまた市民の皆さんにも、そういう点で新設道路もあるけども現道の拡幅もやっていく。いわゆる二本立てでの火葬場周辺の道路の整備計画があるんだということを、ぜひ周知していただきたいなとこんなぐあいに希望いたしまして質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第102号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第103号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第103号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第104号 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第104号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第105号 平成28年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第105号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、平成28年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

署名議員 牧 野 考 二

署名議員 中 村 博 行